



第48回 東播支部定時総会（4月27日 西脇ロイヤルホテルにて）

## 支部長挨拶

兵庫県行政書士会東播支部  
支部長 立花 義房



厳しい暑さが続く今日この頃、会員の皆様におかれましては益々業務にお励みのこととお喜び申し上げます。平素は会務運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、サブプライム住宅ローン問題の余波で、お金の流れが株や債権でなく、先物取引特に私たちの生活に直接関係がある原油や穀物相場に行き、需要と供給のバランスで成り立っていた価格が投機つまりマネーレースにより価格を変動させ、ガソリンや食料品の価格がどんどん上昇しています。この7月1日から食料品のほとんどが一斉に値上がりしました。このマネーレースのお金の3分の1(4分の1?)ほどが金利の低い日本の蓄財から出ており、利用されているそうです。日本としては抜本的な対策を世界と強調しながら講じないと日本自身がじり貧になってしまいます。

私たちはこの値上がりに対応するには単価を上

げるか、業務量を増やすなければなりません。単価を上げることはなかなか難しいと思います。業務量を増やすにも「仕事がない、仕事がない」と言って、景気の悪さの責任にして何も対策を講じない・努力しないでいると、いつまでたっても仕事はありません。「種を蒔かなければ収穫がない。」ということがあります。まさにこのことだと思いますか。棚から牡丹餅はそうありません。手を拱いて思案ばかりせず、アクションを起こさなければならぬのではないでしょうか。

また、3月1日から犯罪収益移転防止法が施行され、行政書士は本人確認を義務づけられました。私たち行政書士は知らないうちに犯罪に巻き込まれることがあります。クライアントが、行政書士を騙しに掛かり、利用しようとすることもあるでしょう。これらを未然に防ぐにはこの法律をよく知っておかなければなりません。新聞にこの法律適用第1号と載ってしまってからでは遅いのです。プロが責任を負うということは「問題が起きてから辞職するのではなく、事故を未然に防ぐために汗を流すこと」と聞いたことがあります。私たち行政書士は街の法律家としてのプロ意識を持って、この犯罪防止に努めなければなりません。

最後になりましたが、これからも支部として自己研鑽の機会ができるだけ多く設けたいと思いますので、会員の皆様方の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

## 東播支部第48回定期総会開催される

広報部 鈴木 隆文



平成20年4月27日(日)午後1時30分「西脇ロイヤルホテル」において、第48回定期総会が盛大に開催されました。岸本副支部長の開会の言葉、立花支部長の挨拶があり、その後、物故会員に対する黙祷と勤続20年以上の永年勤続者表彰と続きました。今年は来賓に本会より宇津慶子副会長が来られ挨拶がありました。そして、東本会長、中島英三北播磨県民局長、井上喜一衆議院議員及び鴻池よしただ参議院議員からの祝電が披露されました。その後、谷口栄一会員が議長に就任され、本日の総会出席者は会員総数94名、会場出席者26名、委任状出席者37名、合計63名出席があり本総会は有効に成立したことを宣言し、議事録署名人に岩城会員、吉井会員を指名し、直ちに議案の審議に

入りました。第1号議案から第4号議案まで異議なく満場一致で承認可決され議案の審議を全て終了し、議長は議事がスムーズに進行されたことの謝辞を述べ降壇されました。続いて岸本副会長が閉会の言葉を述べ、午後4時12分に第48回定期総会は滞りなく終了しました。

尚、井上喜一衆議院議員が総会中に到着され、議長は休憩を宣言し、暫時審議を中断し、その間に井上代議士の挨拶がありました。

総会終了後、恒例の出席者全員での記念撮影を行い、引き続き懇親会場に移り、石田会員の乾杯の音頭で懇親会が始まりました。宇津副会長も交えて賑やかに宴が催され、会員同士の会話も弾み会場も大変盛り上がり、午後6時15分に懇親会も終了し解散しました。



## 総務大臣表彰 日行連会長表彰

三村良三会員(西脇市)が平成20年6月19日、総務大臣表彰を受賞されました。永年の行政書士会への貢献が評価されたものとお聞きしております。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

また、2名の会員が平成20年6月19日、日行連会長表彰を受賞されました。

吉田 稔会員(加西市)・岩本 泉会員(加東市)両会員の今後更なるご活躍をお祈り申し上げます。

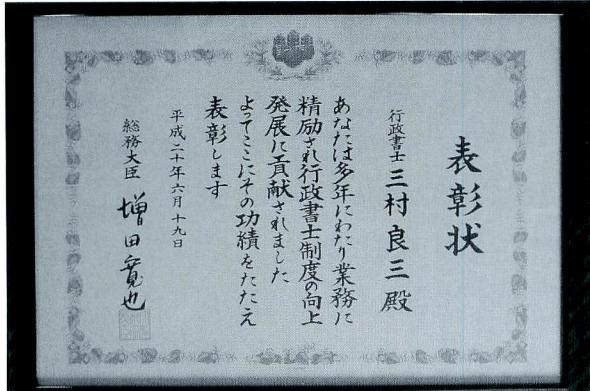
**総務大臣表彰  
日行連会長表彰**

三村良三会員(西脇市)

吉田 稔会員(加西市)・岩本 泉会員(加東市)

## 皆様に支えられ“総務大臣表彰受賞”

会員 三村 良三



平成20年6月19日新潟で開催された日本行政書士会連合会総会における表彰式典で総務大臣表彰受賞しました。昨年は、兵庫県知事から自治功労賞を賜り、2年続きの栄誉に感謝申し上げます。東播支部の皆様と共に歩んできたお陰です。

表彰状の文言には、決まり文句のように「向上発展に貢献」とあります。私が入会したのは76年、全く仕事がわからないまま本を読みあさり、大村先生や内橋先生を初め多くの方に教えて頂き何とか仕事ができるようになりました。仕事を通じ、また、支部役員、兵庫県行政書士会役員、日本行

政書士会連合会役員をして、「前例踏襲」「現状維持」「向上発展」を考えることがあります。前例は存続すべきことが多いですが、重んじていると惰性になり退廃の道を歩むことになります。現状を維持しようと思えば、絶えずその時々の状況に合わせた改善改革が必要であり、怠れば右下がりになってしまいます。向上発展には中期長期の展望をもって先手先手と手を打って行く必要があります。

私は幸い、97年から高度情報通信社会対策委員会～現在のICT委員会に席を置かせていただき、激しい技術革新を身近に接することができ新しい刺激を絶えず得ることができましたので、前向きに「現状維持」ができたのではないかと思います。

これからも、会員皆様と仲良く業務に励み、お世話になっている社会に感謝し報えるように努めたいと思います。ありがとうございました。



## 本会からの宅急便(開けてびっくり表彰状)

会員 吉田 稔

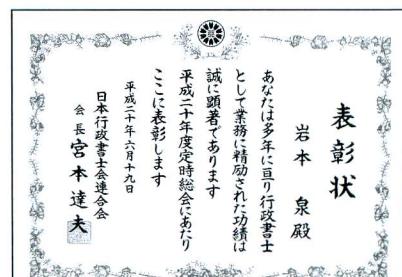
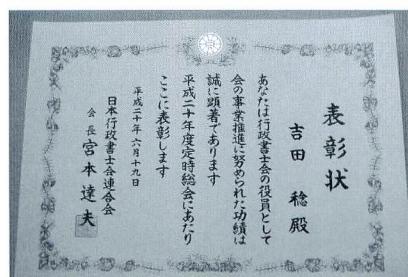
7月の初旬、兵庫県行政書士会から宅急便が届きました。何かと思って開けてみると、表彰状と記念品、受賞者名簿が同封されていました。

東本会長名で受賞者各位に「受賞されまして誠におめでとうございます」の文章も同封されていました。何の前触れもなく、突然送られてきたので、「新しい手口の詐欺」かなと一瞬思いました。受賞者名簿をひもといて見ると顕彰第3条による受賞と記載されていました。それで詐欺ではないと判りました。

支部長に電話し「日本行政書士連合会会長表彰を受賞したが、何の表彰か」と聞いてみたが、「わからない」ということでした。東播支部からもう一人岩本 泉会員が名簿のとなりに記載されていたので、岩本会員に電話して聞いてみたがよく判っていないようでした。

そこで本会に電話して聞いてみると、本会の役員歴が6年以上ということで、私の場合、本会監事2期4年、支部長1期2年の計6年に該当するとのことでした。前もって連絡しなかったのは、本会は該当者の名簿を日本行政書士連合会(日行連)に提出するものの、表彰を決定するのは日行連であり、それ以前には判らないとのことでした。

いずれにせよ、日行連会長表彰の受賞ということで、これもひとえに多くの会員の皆様のおかげと感謝する次第です。



# The bend in the road (道の曲がり角)

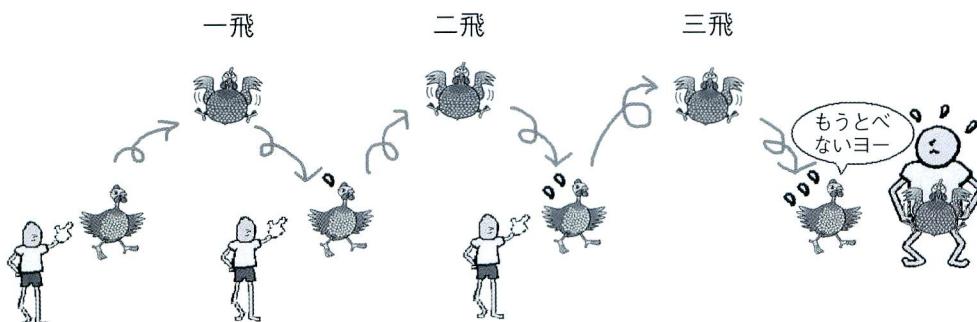
会員 富永茂郎

「人間50年 下天の内をくらぶれば夢幻の如くなり…」

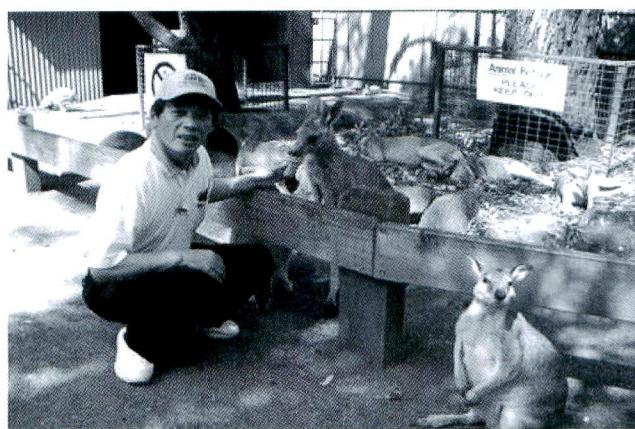
信長の好んだ幸若舞の敦盛ですが、50年は疾つくな過ぎ、私も還暦を迎えるようとしています。ただ、ひたすら突っ走って来た感があり、前を見れば、The bend in the road 人生の転機を迎えるようとしている。I don't know what lies around the bend but I'm going to believe that the best does.

第2の人生 目標(夢)に向かって毎日がchallengeであり、trialです。位置を表す基準が、日本測地系から世界測地系に変わったように、私の視点もGlobalにと、英語の勉強に懸命です。小野サティーにあったNOVAに1年半ほど通いましたが、今では独学でAM6:40~7:00とPM11:00~11:30は12チャンネルを観ています。いい時代になって、

## ここでホロホロ鳥の捕え方



現地で聞いた話で、しかしこの説明を私が正しく理解できていたかどうかは疑問です。カバの捕え方も知っています。



2007年12月15・16日 シドニー郊外 語学研修旅行にて

## 代書屋から行政書士へ、そしてこれから

会員 岩本英樹

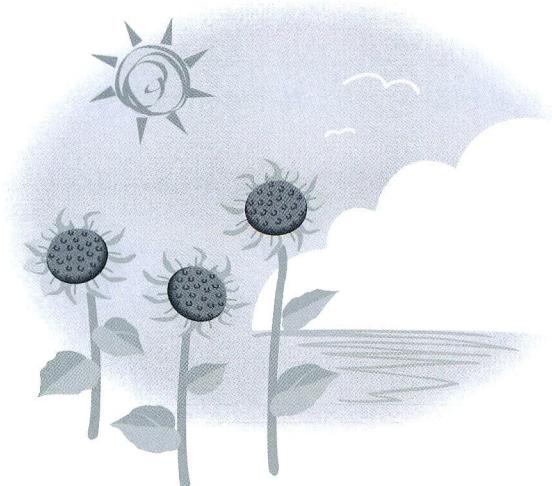


三代目 桂春團治の十八番に「代書屋」という落語がある。与太郎風情の四十男が履歴書を書いてもらいに、代書屋へ飛び込んでくる。はちゃめちゃな客とあくまで威厳

を守ろうとする代書人の会話が何とも可笑しい。この代書人が行政書士の始まりといわれている。代書人規則から戦後の行政書士法へ、そして数次の改正を経て現在に至っている。この行政書士の試験がやたら難しい。憲法や民法、行政法、あるいは会社法などの科目が科され、一定の得点を得る必要がある。合格率は5%前後。したがって、試験に合格した行政書士は実に優秀である。しかし、もう一つ資格を取得する方法がある。それが、20年以上(高卒以上は17年)の行政事務経験による資格取得である。でも、法務局や税務署と違い、市役所や町役場の行政事務は多種多様であり、極端に言えば、20年間六法全書を開いたことがなくとも行政書士になれる。行政のプロであっても法律のプロでない場合があるのである。実のところ、私も、市役所OBで、行政事務経験者として開業した。当然、行政書士の試験は受けていない。したがって、私には「試験に合格して行政書士になったのではない」という思いが常にある。換言すれば、試験を受け難関を突破してきた行政書士に負けたくないという思いが人一倍強い。事務所を開設以来、会社法やLLP法、クリーリングオフの依頼があってはと思い消費者契約法等も本を買ってきて勉強した。研修にも積極的に参加しているつもりである。でも、最近、反対の意味でジレンマが出てきた。せっかく勉強しても、仕事が無いのである。会社法なんか勉強しても会社設立の依

頼は皆無である。せいぜい、農地転用申請等が年に数件あるだけである。私のように、年金生活者で小遣い程度稼げればいいやと割り切っている者は良いとしても、難関を突破して行政書士事務所を開業した若い人たちは、正直きついのではないか。登記所は司法書士が、税務署は税理士が、労基署は社会保険労務士が…という具合に、他士業の領域があり、一口に官公署への申請と言っても、その範囲は意外と狭い。規制緩和の中で、行政書士にも法人登記をという要望があるが実現はほど遠いし、結局、行政書士は司法書士や税理士、社会保険労務士等の資格と併せ持つて、これらの士業を補完する意味でしか存在価値はないのではないかと昨今良く思う。行政書士だけで生業が成り立たない国家資格。この、行政書士はこれからどうなるかと心配しているのは私だけだろうか。

「こんにちちは！先生ひとつ履歴書を書いてくれませんか」そんなお客様が来ないかと思いながら、事務所の門を開けている今日この頃である。



## 行政書士を開業して4年

会員 峯山 幸八



開業して4年、まだまだ経験の浅い行政書士ですが、日頃の仕事の一端をここに紹介させていただきます。

開業にあたっては、別に資格をもっている宅地建物取引業をまず考えていましたが、行政書士業も合わせて開業することにしました。

当初、私の予測としては、不動産取引が主体で、一部が行政書士の仕事と思っていましたが、この4年間では行政書士の仕事が大部分で、不動産仲介の仕事はごく一部であります。事務所は、田舎の自宅ですので、どうしても農地に関することが多くなります。

近年の農業離れで、農地を手放したい申し出はたくさんありますが、農地を買いたい申し出は非常に少ない状況です。米の価格低迷に加えて、農業後継者の不在等農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。このような中、農地の価格は大きく下落していますが、買手を探すのに苦労しています。しかし、農地の仲介を行う場合、私の主義として、地元、それも隣接する農地の所有者を主体に買手を探しており、結果価格は低くなります

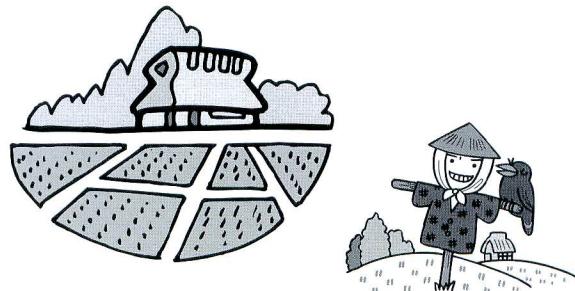
が、買手からは喜ばれ、また売手も地元隣接者等に買ってもらうと苦情はなく、満足してもらっています。このような場合、農地法3条申請の委任を受けて手続きを進めています。

この4年間で、特に印象深い仕事は、隣接町に介護保険施設が開設されたことあります。友人を通じて当該施設用地を探しておられるとの情報を得て、地権者、地元関係者等への調整を行い、事業主体である社会福祉法人が昨年秋に工事着工、今年の初夏に竣工オープンしました。仕事の内容は、土地の仲介が主体ですが、農地法、森林法等の諸手続を行いました。

この仕事を続けていて感じることは、当職は報酬を頂いているにもかかわらず、依頼された方から常々お礼を言われることです。

依頼者としては、仕事の目的(依頼内容)が達成できることが、何よりであろうと思います。その目的達成のために、当職としては精いっぱい努力して、関係機関、関連事業者とも連携・協力をいただき仕事を進めています。

地元で歓迎され、喜んでいただき、特に目的達成ができたことに対するお礼が、私の仕事をしていく上で大きな励みとなり、日々精進しています。



### 厚生部事業計画

平成20年度の厚生部の事業として会員の親睦を図るため、下記のとおり、一泊研修旅行を開催する予定です。

実施時期 平成20年10月25日(土)、26日(日)を予定

行き先(案) 安芸の宮島・岩國の錦帯橋 方面

参加費 一人 30,000円程度 + a

※具体的なプランができ次第、改めて参加者の募集を行いますので、多数のご参加をお願いします。

厚生部 小林克行

Q

## 取締役に欠員が生じたときは

定款で「取締役は5人以上とする」旨の定めがある、取締役会設置会社で、取締役2人が辞任したため、これまで6人いた取締役が4人になった場合、遅滞なく後任者を選任しなければならないか、また、この定款の定めがない場合はどうか。



A

この会社の場合、取締役に欠員が生じることになるので、遅滞なく後任者を選任する必要がある。

### (説明)

取締役会設置会社の場合、会社法331条第4項により、取締役の員数は、3人以上である必要があり、この規定は強行規定のため、定款により、3人未満とすることはできません。また、定款により、3人以上の員数を定めたときは、定款で定めた員数が、取締役の員数となり、欠員が生じるかどうかの基準となります。

この会社の場合、定款で取締役は5人以上と定められているので、取締役2人が辞任し、4人になったことで、取締役1人が欠員となっています。したがって、この欠員1人について、遅滞なく後任者を選任する必要があり、これを怠ると過料の制裁を受けることになります。(会社法976条22号)。

もっとも、取締役の選任には、手続き上、一定の期間が必要ですので、その間、取締役が欠員のままでは、会社の経営に混乱が生じる恐れがあります。

そこで、取締役が欠員となった理由が、任期満了または辞任により退任した場合は、退任取締役は、新たに選任された取締役が就任するまで、なお取締役の権利義務を有することになります(会社法346条1項)。

この規定によって取締役の権利義務を有する者は、取締役としてのあらゆる権利義務を有することになり、この会社の場合、辞任した取締役2人とも、新たに選任された取締役が就任するまでは、なお取締役の権利義務を有していることになります。

また、法律または定款に定められた取締役を欠いた場合において必要があるときは、裁判所は利害関係人の請求により一時取締役の職務を行う者を選任することができます(会社法346条の2項)。

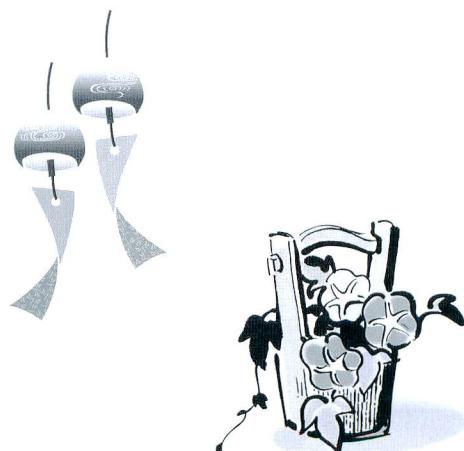
この規定により選任された者を一時取締役といいます。

たとえば、この会社が、新たに取締役の選任を行わず、退任取締役2人ともが、病気等により職務を行うことができない場合は、一時取締役の選任を裁判所に請求し、裁判所に選任してもらう必要がありますことになります。

一時取締役は、仮処分による職務代行者(会社法352条)と異なり、その権限に制限はなく、本来の取締役と同様の権限を有しています。

また、この会社の定款に、取締役の員数についての定めがない場合は、取締役2人の辞任後もなお、4人の取締役がいますので、取締役会設置会社における法定の取締役の員数(3人以上)の要件を満たしていることとなり、取締役の欠員は生じていないため、後任者を選任する必要はありません。

新日本法規出版 「Q & A 新会社法の実務」 参照



## 西日本最大級のラベンダー園が開園!!

会員 岸本憲明

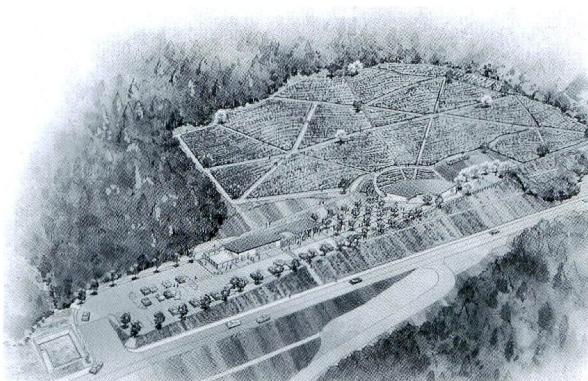
多可郡多可町加美区轟・山口地区に敷地面積5.0ha、4品種、約1万株のラベンダーが植栽され、ただ今、元気に育っています。

町、県の構想の元、補助を受け地域住民やボランティアの人々の協力で平成20年6月15日に開園となりました。今の所、ラベンダーの花も少々控え目に咲いていますが、来年の今頃には、一面に咲き誇っているところがご覧頂けると思います。それでも開園以来、たくさんの方が多方面から訪れておられます。

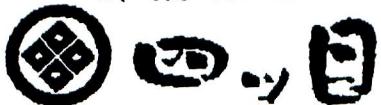


この地は、北はりま地域の北部に位置した緩やかな丘陵地で、西に目をやれば標高1,005mの千ヶ峰、東側はこのラベンダー園をすそ野とする雄大な大井戸山がそびえ、眼下に棚田の原風景と、まさに絶好の舞台となっております。

ラベンダーのいやしの香りにつつまれ、又、丘陵を通り抜けるさわやかな風によって森林浴も堪能できます。ぜひ、皆様においで頂きますよう、地元地区の会員としてもおすすめ致します。



### 割烹旅館



加西市北条町906  
TEL (0790) 42-0004(代)  
(有)四ッ目旅館

21世紀を創る



建設コンサルタント  
補償コンサルタント  
地質調査  
測量業  
土地家屋調査

**株式会社リング**

◇本社

小野市小田町1702-1  
TEL (0794) 67-1355  
FAX (0794) 67-1729

◇加西市店

加西市青野町1039-2  
TEL (0790) 45-1517  
FAX (0790) 45-0895

◇西脇支店

西脇市板波町678  
TEL (0795) 22-1612  
FAX (0795) 22-7037

### 編集後記

残暑お見舞い申し上げます！

今年の夏はこのほか暑いように感じるの私だけでしょうか。昔は、「扇風機」と「うちわ」しかありませんでしたが、もっと涼しかったように思います。これも地球温暖化のせいでしょうか、それとも省エネの温度設定のせいでしょうか、一番の原因は体型がメタボになってきたからかもしれません。

私が「夏という季節」に魅力を感じなくなったのは何歳頃からでしょう。子供の頃は「夏休み」「すいか」「プール」「魚釣り」「蝉取り」と夏が大好きで、毎日がキラキラ輝いていたように思います。今年の夏こそは、きっちり夏休みを取って、少年時代に戻って夏を満喫してやろうかと考えております。

皆様の夏休みが素晴らしいものとなりますように。

(広報部)

### ぎょうせい はりま №61

発行日／平成20年8月1日

発行人／立花 義房

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-2431 加西市島町29番地 立花義房事務所内

TEL (0790) 45-0276 FAX (0790) 45-0742

### 東播支部会員動向 (H20年7月現在)

会員数／93名

西脇市／21名・多可郡／7名・加西市／25名

加東市／20名・小野市／20名